合志市ヤングケアラー実態調査業務委託に係るプロポーザル実施要領

１．趣旨

当該事業に係る企画提案を求め、各提案事業者の提案内容等を総合的に比較し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

２．業務概要

　（１）業務の目的　本市におけるヤングケアラーと思われるこどもを把握するため、小学４年生から中学３年生に対して生活実態に関する調査を実施し、必要な支援につなげる仕組みづくりの検討を行うための資料とする。

（２）業務名　　　合志市ヤングケアラー実態調査業務

（３）履行場所　　合志市内

（４）業務内容　　「合志市ヤングケアラー実態調査業務委託仕様書」のとおり

（５）契約期間　　契約締結日から令和6年9月30日（月）まで

（６）契約上限額　3,212千円（消費税及び地方消費税を含む）

　※この金額は、契約期間における総事業費の上限額を示すものであり、契約金額を示すものではないことに留意すること。見積書提出の際は、この上限額を超えてはならない。

３．実施形式

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された提案書の内容について、本市関係者で構成する合志市ヤングケアラー実態調査業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で審査し、優先交渉権者を選定する。

４．参加資格要件

プロポーザルの参加事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（１）地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者でないこと。

（２）本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

（３）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

（４）会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

（５）民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者でないこと。

（６）国税、都道府県税、市町村民税に未納がないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（８）組織における情報セキュリティ管理について万全であること。

（９）複数の市町村向けの実態調査等で稼働実績があること。

５．日程

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 手続等 | 期間・期日等 | 場所・留意事項等 |
| 実施要領の公表（公募開始） | 令和６年４月１５日（月） | 合志市ホームページに公開 |
| 質問書受付期限 | 令和６年４月１９日（金） | 6.質問書の受付及び回答のとおり |
| 質問書に対する回答期限 | 令和６年４月２３日（火） | 6.質問書の受付及び回答のとおり |
| 参加意思表明書提出期限 | 令和６年４月３０日（火） | 7.参加意思表明書のとおり |
| 企画提案書等提出期限 | 令和６年５月１３日（月） | 8.企画提案方法のとおり |
| プレゼンテーション | 令和６年５月２０日（月） | 開催日時等は書面通知予定 |
| 審査結果通知、受託候補者決定 | 令和６年５月下旬 | 書面通知及びホームページ公開予定 |

（注）この日程は本要領の公表日における予定であり、都合により変更する場合がある。

６．質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

（１）提出期間

令和６年４月１９日（金）正午まで

（２）提出先

メールアドレス　joseikodomo@city.koshi.lg.jp

（３）提出方法

質問書（様式第６号）に記入のうえ、電子メールにより提出するとともに、必ず末尾担当課へ電話での連絡を入れること。メールの件名は、「合志市ヤングケアラー実態調査業務に関する質問」とすること。

　（４）質問書の回答

　　　　質問に関する回答は、質問を受理した日から質問書に対する回答期限までに、質問者の名称を匿名化して、合志市ホームページで公開するものとする。なお、電話または口頭のみでの質問は一切受け付けない。また、質問に対する回答をもって、本実施要領を追加補正したものとみなす。

７．参加意思表明書

（１）提出期間

令和６年４月３０日（火）午後５時まで

※各日午前８時３０分～午後５時１５分（ただし、土・日・休日は除く。）

（２）提出先

　　　　末尾連絡先

（３）提出方法

持参または郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和６年４月３０日（火）必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、事前に末尾担当課に電話にて連絡すること。

（４）提出書類

　　　①参加意思表明書（様式第１号）

　　　②誓約書（様式第２号）

　　　③会社概要書（様式第３号）

　　　④法人の履歴事項全部証明書（発行から3か月以内）※写し可

　　　⑤印鑑証明書（発行から3か月以内の原本）

　　　⑥消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内）

※写し可

⑦熊本県の県税について未納がないことの証明書（発行から3か月以内）※写し可

熊本県に本店支店等がない場合は、本店の所在地の都道府県税に未納がないことの証明書

（５）提出部数

各1部

８．企画提案方法

（１）提出期間

令和６年５月１３日（月）午後５時まで必着

　　　※各日午前８時３０分～午後５時１５分（ただし土、日曜日、休日は除く。）

（２）提出先

末尾連絡先

（３）提出方法

持参・郵便のいずれか。

※郵便の場合は、令和６年５月１３日（月）必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出すること。また、事前に末尾担当課に電話にて連絡すること。

（４）提出書類

①企画提案提出書　(様式第４号)

②企画提案書（任意様式）

※会社名、ロゴマーク等の作成者が誰であるか分かる表示はしないこと。

③ 業務実施スケジュール（様式任意）

④ 業務実施体制調書（様式第５号）

⑤ 業務に対する貴社の考え方　(様式任意)

⑥ 業務の現状分析手法（本市の現状分析と課題分析）（様式任意）

⑦ 仕様書に基づく業務手法について（様式任意）

⑧ 見積書（任意様式）

※見積書については、消費税及び地方消費税を含む額とすること。また、代表者印押印のうえ、１つの封筒に封入・封印すること。

（５）提出部数　１０部（正本１部、副本９部）

　　　　１部ずつＡ４版縦型フラットファイルに長辺とじとする。

（６）その他留意事項

　　　①提案の終了から受託者選定までの間に、資料等の内容変更は認めない。

　　　②提出物は返却しない。

　　　③提出物は、合志市情報公開条例に基づく開示請求により、開示する場合がある。

　　　④提案の際に使用する資料の作成費、運搬費等の諸費用は、提案者の負担とする。

９．辞退

本プロポーザルへの参加表明後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第７号）を提出すること。

（１） 提出期限

令和６年５月１０日（金）まで

※各日午前８時３０分～午後５時１５分（ただし土、日曜日、休日は除く。）

（２）提出先

末尾連絡先

（３）提出方法

郵送又は持参

※郵便の場合は、令和６年５月１０日（金）必着とし、簡易書留等の確実な方法で提出す

ること。また、事前に末尾担当課に電話にて連絡すること。

１０．審査・選定方法

選定委員会において、提案者からの企画提案書類及び面接（プレゼンテーション）による審査を行なう。

（１）日時及び場所

ア　日時　令和６年５月２０日（月）予定

イ　場所　合志市役所

※具体的な時間及び会場は後日通知

ウ　出席者　３名以内で、プレゼンテーションは本業務の担当予定者等が行なうこと。

（２）実施内容

企画提案書に基づきプレゼンテーションを行なうこと。

持ち時間は、企画提案の説明を２０分以内、審査員からの質疑応答を１０分以内、準備撤収を５分以内とし、１者あたり３５分以内とする。

また、プロジェクタ及びパソコンを使用する場合は提案者で用意すること。モニターは市で準備する。

（３）評価基準

|  |  |
| --- | --- |
| 業務実績 | １０点満点 |
| 業務体制 | １５点満点 |
| 企画提案書 | ５５点満点 |
| その他の提案内容 | １０点満点 |
| 価格 | １０点満点 |

（４）審査手順

審査にあたっては、評価基準に基づき採点し、最高得点の提案者を受託候補者に選定する。最高得点の点数の同じものが２者以上あるときは、抽選により決定する。

なお、この選定により委託契約の受託者や契約金額が確定するものではない。

１１．失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とし、その提案は無効とする。

（１）参加申し込み後、契約日までの間に参加資格を満たさなくなった場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）本要領で示された提出書類の提出期限、提出方法ならびに提出書類作成に係る留意事

項の条件に適合しない場合

（４）選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行なった場合

１２．審査結果の通知及び公表

選定委員会の審査結果は、全提案者に通知する。併せて本市ホームページへの掲載により公表する。

１３．契約に関する基本事項

（１）契約締結

　プロポーザルにより決定した受託候補者を相手方として、委託契約締結に向けた協議を行

ない、協議が整った後、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契

約を行なう。

　なお、本市と受託候補者の協議が不調に終わり、契約締結に至らない事態となった場合に

は、選定において得点の高かった事業者から順に委託契約に向けた協議を行なうこととす

る。

（２）支払条件

　業務完了時の一括払いとする。

１４．その他の留意事項

（１）決定した受託候補者と協議を行い、必要により仕様書の修正・追加を行う場合がある。

（２）本要領に示した書類のほか、合志市長が必要と認める書類の提出を求めることがある。

（３）選定結果について、異議申立は受け付けない。

（４）業務遂行にあたっては、適宜実務担当者が来庁し、本市と緊密に協議すること。

（５）企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの評価及び議会報告等で必要と判断した場合は、企画提案書等の使用、複製及び公開を、無断、無償で行なうものとする。

１５．プロポーザルに関する連絡先

合志市こども部　こども家庭課 　女性・こども家庭班

〒861-1195 熊本県合志市福原2922番地　合志市総合センター「ヴィーブル」内

電話番号： 096-248-1199

ＦＡⅩ ： 096-248-1599

電子メール joseikodomo@city.koshi.lg.jp